

訪問看護料金表【介護保険】

1単位:10.7円（大和市→5級地）

料金については、次のように区分されます。(2024.6月改正)

訪問看護費(1回につき)		サービス内容	単位数	ご利用者様負担額		
				1割	2割	3割
(1)所要時間20分未満の場合		訪問看護Ⅰ 1	314	336円	672円	1,008円
(2)所要時間30分未満の場合		訪問看護Ⅰ 2	471	504円	1,008円	1,512円
(3)所要時間30分以上1時間未満の場合		訪問看護Ⅰ 3	823	881円	1,762円	2,642円
(4)所要時間1時間以上1時間30分未満の場合		訪問看護Ⅰ 4	1,128	1,207円	2,414円	3,621円
理学療法士等	1回あたり20分	訪問看護Ⅰ 5	294	315円	629円	944円
※1日3回(60分)訪看護Ⅰ5を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定						
※理学療法士等の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄						
※准看護師がサービスを提供する場合は、すべての単位数 × 90%になります。						
利用者負担の計算方法						
単位数×10.70(大和市5級地)＝A(1円未満切り捨て)						
A×0.9《**》(自己負担1割の場合)＝B						
A－B＝利用者負担額						
《**》自己負担割合が2割の場合は、0.8 3割の場合は、0.7で計算						

加算(月1回)

緊急時訪問看護加Ⅱ		1か月につき1回算定	574	615円	1229円	1,843円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること		500	535円	1070円	1,605円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること		250	268円	535円	803円
ターミナルケア加算	死亡月につき1回算定(※要介護のみ)		2,500	2,675円	5,350円	8,025円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定		300	321円	642円	963円
複数名訪問加算Ⅰ 看護師等＋看護師等	30分未満	複数名で1人の利用者に訪問(介護予防含む)を行った場合に算定※ご利用者またはご家族の同意が必要	254	272円	544円	816円
	30分以上		402	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算Ⅱ 看護師＋看護補助者	30分未満		201	215円	430円	645円
	30分以上		317	340円	679円	1,018円
初回加算Ⅱ	新規に訪問看護を提供した場合に算定		300	321円	642円	963円
退院時共同指導加算【月1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)に限り】			600	642円	1284円	1,926円

《注意》緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※小数点以下、単数が発生する為、計算金額が異なる場合がありますがご了承ください。

その他の加算に関して

夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。
地域外費用	通常の地域を超えた場合、公共交通機関を利用した場合は実費。車の場合は、通常地域を超えたところから片道1キロ当たり20円を徴収。

運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)

◆エンゼルケア(お別れの処置)	20,000円(税込)
◆通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)	
◆書類等の複写・再発行(1枚 10円)	書類郵送料(希望者)・衛生材料等は実費請求